令和7年度指定管理鳥獣 (ニホンジカ) 捕獲等業務委託仕様書

茨城県(以下「甲」という。)が、受託者(以下「乙」という。)に委託する令和7年度指定管理 鳥獣(ニホンジカ)捕獲等業務の仕様は、以下のとおりとする。

1 目的

平成27年度以降、毎年、県内におけるニホンジカの目撃情報が寄せられており、今後、定着・繁殖して個体数が増加した場合、農林業や生態系に深刻な被害を及ぼすことが危惧される。このため、令和7年度茨城県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(ニホンジカ)(以下、実施計画)に基づき、大子町(八溝山)においてニホンジカの捕獲等を実施し、生息分布の拡大防止に取り組む。

2 実施場所

大子町 (八溝山)

3 実施時期

契約日の翌日から令和8年3月31日まで (捕獲作業を行う期間は、上記期間のうち60日間程度)

4 捕獲の実施

(1) 捕獲する鳥獣の種類 ニホンジカ

(2) 捕獲方法

わな猟及び銃猟

(3) わな稼働日数及び銃猟人数 くくりわな (50 基) 60 日間以上、

銃猟 延べ人数 60 人以上

(4) 事前調査

契約締結後直ちに甲との打合せを実施し、速やかに事前調査を開始する。

事前調査は、プロポーザル時の「企画提案書」及びその後の打合せを踏まえた上で生息 密度の高い箇所を抽出する。また、安全管理の観点から、捕獲実施地域への地域住民等の 入り込み状況を併せて把握する。

(5)業務計画書の作成

プロポーザル時の「企画提案書」及び指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき、甲と協議の上、業務計画書を作成する。業務計画書は原則として次の項目について記載する。

- ・業務の概要
- ・業務の実施位置(位置図を添付)及び方法
- ・業務において使用する機材等
- •安全管理計画

- ・錯誤捕獲への対応
- ・緊急時の連絡体制
- 工程計画
- · 実包購入計画一覧表 (様式第4号)
- 収支予算

また、乙は捕獲許可や国有林入林届等、業務の遂行に必要な許可申請を行うものとする。

(6) 安全管理

①関係者への周知

捕獲実施期間及び場所について、関係者への周知を行う。事前調査の結果を踏まえ、 わな設置候補箇所について示した地図及び説明資料を作成する。また、所管の警察署及 び隣接する学校や森林組合等へ事前に連絡し、捕獲について周知する。周知先は、甲と 協議の上、決定する。

②看板の設置

事前周知として、捕獲場所の周囲に注意喚起の看板を設置する。看板の大きさは、設置場所の状況に応じて乙が判断するものとし、実施期間、範囲(地図)、猟法、連絡先等を記載し、実施1週間前までに進入路入り口等の見やすい位置に掲示する。

加えて、わなを設置した周囲に、A4版1枚程度の大きさで実施期間、連絡先等を記載し、見やすい位置に掲示する。看板の設置位置は図に記録し、設置前後の状況を写真に記録する。

③緊急時の対応

捕獲事業実施時に緊急事態が発生した際に、従事者2名以上の者が事業実施区域に1時間以内に到着し、応急措置及び関係機関との対応が開始できる体制を構築する。

(7) わなの設置

実施計画及び業務計画書をもとに甲乙協議の上、法令に従い、安全かつ効率的にニホンジカの捕獲を行う。

指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者証を申請し、従事者証の交付を受ける。捕獲作業中は 交付された従事者証を必ず携帯する。捕獲期間終了後は、速やかに設置した看板を全て撤 去する。

わなの設置に当たっては、事前調査を踏まえ、大子町や関係者と調整を図った上で、土 地所有者若しくは土地管理者の承諾を得て設置する。

また、設置場所周辺に農作物が作付けされている場合は、餌を用いてわなに誘引することで農作物被害を誘発することも想定されるため、大子町職員や農業関係者等へ相談するなど慎重に検討する。

わな本体には、標識を設置するとともに、わな及び標識の設置状況を写真に記録する。 わな本体に設置する標識は金属製又はプラスチック製とし、一字の大きさが縦1cm以上、 横1cm以上の文字で次の事項を記載する。

- ・捕獲従事者の住所、氏名又は名称、電話番号
- ・従事者証の交付を受けた茨城県知事名(茨城県知事 大井川 和彦)
- ・委託した機関の名称 (茨城県)

- ・指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間
- ・捕獲しようとする鳥獣の種類 (ニホンジカ)
- ·捕獲目的(指定管理鳥獣捕獲等事業)

わなの設置が完了次第、甲へメール又は FAX のいずれかにより報告するとともに、捕獲期間終了後速やかに設置したわなを全て撤去し、その旨も甲へ報告するものとする。

(8) わなの見回り・誘引

わなを設置している期間は、1日1回以上、複数人で見回り又は同等の捕獲確認措置を行う。わなの状態、痕跡、周囲の状況確認を行い、「わな記録票(様式第1号)」を作成し、甲に提出する。ただし、何らかの理由で見回り等ができない時は、わなの仕掛けを解除し「わな記録票(様式第1号)」に「中断」を記録する。なお、捕獲実績が低い場合は、甲と協議の上わなを移設するなど、効率的な捕獲に努め、計画等の変更を地元に周知する。くくりわなについては、必要に応じて誘引を行うものとする。

(9) 捕獲個体の止めさし

捕獲された個体は、関係法令を遵守し、原則として複数人で止めさしを行う。銃器を使用する場合は、第一種銃猟免許を所持している者であって、従事者証の交付を受けている者が実施する。

※特定猟具使用禁止区域(銃)内では、止めさしの場合においても銃器の使用を原則として 認めない。同区域内で捕獲した場合、状況に応じて安全かつ適切な止めさし方法を選択 する。

(10) 錯誤捕獲への対応

ニホンジカ以外の動物(イノシシ、アライグマ及びキョンを除く)が捕獲された場合、速やかに放獣するか、状況に応じて傷病鳥獣として保護する等して適切に対応する。アライグマについては、(14)捕獲個体の処分手順に準ずるものとする。また、イノシシ及びキョンについては、止めさし後、捕獲個体の処分を行う前に速やかに甲へ連絡し、甲の指示に従うこと。

くくりわなによるツキノワグマの錯誤捕獲については、原則として放獣すること。ただ し、作業者の安全を考慮して対応を甲と協議の上、決定する。

また、「わな記録票(様式第1号)」に、錯誤捕獲個体の種類、捕獲年月日、捕獲位置、錯誤捕獲対応に関する情報を記録すること。

(11) CSF 等防疫措置

「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」(環境省・農林水産省)に準じて防疫措置を行うこと。

(12) 銃猟の実施

「銃猟記録票(様式第2号)」に、出猟に関する情報を記録すること。

指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者証を申請し、従事者証の交付を受ける。捕獲作業中は 交付された従事者証を必ず携帯する。

銃器の取扱いに当たっては、銃砲刀剣類所持取締法(昭和 33 年法律第 6 号)及び火薬 類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)等の関係法令を遵守しなければならない。

(13) 捕獲個体の記録

捕獲個体ごとに、「ニホンジカ捕獲個体個票(わな猟)(様式第3-1号)」及び「ニホンジカ捕獲個体票(様式第3-2号)」を作成し、以下により捕獲証拠物を甲へ提出すること。

①捕獲証拠物

- 捕獲個体の写真
- ②捕獲証拠物の記録方法
 - ・次の手順で捕獲個体ごとに写真に記録すること。(別添「捕獲個体の写真撮影方法」を 参照) なお、使用するカメラはできる限り GPS 機能付きカメラ (スマートフォン可) を用いること。
 - ア 捕獲個体の右半身に油性のスプレー(白色)で捕獲個体番号を記載する。
 - イ 黒板等に捕獲日、捕獲者氏名、捕獲個体番号を書く。

黒板等への記載例

捕獲日	令和8年1月1日
捕獲者氏名	茨城 太郎
捕獲個体番号	1/1-1

- ※捕獲個体番号は、日付に連番を付け、「1/1-1、1/1-2、・・・」とする。 捕獲従事者本人と捕獲個体が写り、日付を印字できるカメラを使用する場合は、 黒板等を省略できる。
- ウ 黒板等又は捕獲従事者本人が捕獲個体と写るよう写真を撮る。
 - ※捕獲個体の向きは、右半身に記載された捕獲個体番号が写るようにすること。
- エ 油性のスプレー(白色)で捕獲個体番号を見え消しし、尾にマーキングをする。
- オ 黒板等又は捕獲従事者本人が捕獲個体と写るよう写真を撮る。
 - ※捕獲個体の向きは、見え消しされた捕獲個体番号とマーキングされた尾が写るようにすること。

(14) 捕獲個体の処分

原則として持ち帰り、焼却処分する。持ち帰りが困難な場合は、生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設処分する。埋設する必要がある場合は、事前に、想定される埋設場所の土地所有者若しくは土地管理者に承諾を得る。

なお、家畜保健衛生所等から検査への協力について要請を受けた場合は、可能な限り協力すること。

(15) わなの撤去

捕獲作業が終了次第、設置したわなを全て撤去する。

(16) 捕獲従事者証等の携帯

捕獲作業時は捕獲従事者証を携帯する。また、銃猟及び止めさしによる銃器を使用する 場合は、併せて銃砲所持許可証を携帯する。

(17) 捕獲個体のモニタリング調査

捕獲個体ごとに、ニホンジカ捕獲個体個票(わな猟)(様式第3-1号)及びニホンジカ捕獲個体票(銃猟)(様式第3-2号)を作成する。

(18) 実包の管理及び無許可譲受

受託者は、捕獲従事者に対し、適切な実包管理について指導を徹底するとともに、次のとおり実包の管理を行うこと。

- ・捕獲従事者の実包管理の状況について、都道府県公安委員会が発行する譲受許可証又は 猟友会が発行する無許可譲受票の記載内容と実際の実包を確認するなど、常に捕獲従事 者ごとに数量等を把握すること。
- ・捕獲従事者ごとの実包の譲受予定数量について、鉛製銃弾・非鉛製銃弾別に、実包購入 計画一覧表(様式第4号)に記載すること。
- ・捕獲従事者ごとの実包の使用状況等(譲受数量、使用実績数量、残数量、残弾の取扱い (狩猟又は許可捕獲業務に転用、廃棄など))について、鉛製銃弾・非鉛製銃弾別に、実 包管理一覧表(様式第5号)に記載すること。
- ・捕獲従事者が指定管理鳥獣捕獲等事業に使用するため無許可譲受により譲り受けた実包 を転用する場合は、あらかじめ甲の確認を受けること。
- ・捕獲に関する業務が完了又は契約が終了した場合には、速やかに無許可譲受票を返納すること。

(19)業務打ち合わせ

業務の実施にあたって、1ヶ月に1回程度、県環境政策課と打合せを行う。

(20) 経費の負担区分

業務遂行上必要な経費は、原則として乙が負担する。

(21)委託業務完了時の提出書類

- 委託業務完了報告書
- ・わな記録票(様式第1号)
- 銃猟記録票(様式第2号)
- ・ニホンジカ捕獲個体個票(わな猟)(様式第3-1号)
- ・ニホンジカ捕獲個体個票(銃猟)(様式第3-2号)
- ・捕獲個体の写真(印刷したもの及びデータ(DVD-R等))
- ・実包購入計画一覧表(様式第4号)
- · 実包管理一覧表(様式第5号)

(22) その他

本業務の実施に当たって、仕様書に定めのない事項のある場合又は疑義が生じた場合については、甲と協議の上定めるものとする。

本業務の実施に当たり、知り得た情報の取り扱いには十分に注意し、情報の漏洩等がないよう留意すること。

事業実施にあたり甲と十分協議し、事故防止に努めること。

本業務中に生じた乙の責めに帰する諸事故に対して責任を負い、損害賠償の請求があった場合には、乙が一切を処理するものとする。

令和7年度指定管理鳥獣(ニホンジカ)捕獲等業務委託仕様書(案)

茨城県(以下「甲」という。)が、受託者(以下「乙」という。)に委託する令和7年度指定管理 鳥獣(ニホンジカ)捕獲等業務の仕様は、以下のとおりとする。

1 目的

平成27年度以降、毎年、県内におけるニホンジカの目撃情報が寄せられており、今後、定着・繁殖して個体数が増加した場合、農林業や生態系に深刻な被害を及ぼすことが危惧される。このため、令和7年度茨城県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(ニホンジカ)(以下、実施計画)に基づき、大子町(八溝山)においてニホンジカの捕獲等を実施し、生息分布の拡大防止に取り組む。

2 実施場所

大子町 (八溝山)

3 実施時期

契約日の翌日から令和8年3月31日まで (捕獲作業を行う期間は、上記期間のうち60日間程度)

4 捕獲の実施

(1) 捕獲する鳥獣の種類 ニホンジカ

(2) 捕獲方法

わな猟及び銃猟

(3) わな稼働日数及び銃猟人数

くくりわな(50基)60日間以上、

銃猟 延べ人数60人以上

(4) 事前調査

契約締結後直ちに甲との打合せを実施し、速やかに事前調査を開始する。

事前調査は、プロポーザル時の「企画提案書」及びその後の打合せを踏まえた上で生息 密度の高い箇所を抽出する。また、安全管理の観点から、捕獲実施地域への地域住民等の 入り込み状況を併せて把握する。

(5)業務計画書の作成

プロポーザル時の「企画提案書」及び指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき、甲と 協議の上、業務計画書を作成する。業務計画書は原則として次の項目について記載する。

- ・業務の概要
- ・業務の実施位置(位置図を添付)及び方法
- ・業務において使用する機材等
- •安全管理計画

- ・錯誤捕獲への対応
- ・緊急時の連絡体制
- 工程計画
- · 実包購入計画一覧表 (様式第4号)
- 収支予算

また、乙は捕獲許可や国有林入林届等、業務の遂行に必要な許可申請を行うものとする。

(6) 安全管理

①関係者への周知

捕獲実施期間及び場所について、関係者への周知を行う。事前調査の結果を踏まえ、 わな設置候補箇所について示した地図及び説明資料を作成する。また、所管の警察署及 び隣接する学校や森林組合等へ事前に連絡し、捕獲について周知する。周知先は、甲と 協議の上、決定する。

②看板の設置

事前周知として、捕獲場所の周囲に注意喚起の看板を設置する。看板の大きさは、設置場所の状況に応じて乙が判断するものとし、実施期間、範囲(地図)、猟法、連絡先等を記載し、実施1週間前までに進入路入り口等の見やすい位置に掲示する。

加えて、わなを設置した周囲に、A4版1枚程度の大きさで実施期間、連絡先等を記載し、見やすい位置に掲示する。看板の設置位置は図に記録し、設置前後の状況を写真に記録する。

③緊急時の対応

捕獲事業実施時に緊急事態が発生した際に、従事者2名以上の者が事業実施区域に1時間以内に到着し、応急措置及び関係機関との対応が開始できる体制を構築する。

(7) わなの設置

実施計画及び業務計画書をもとに甲乙協議の上、法令に従い、安全かつ効率的にニホンジカの捕獲を行う。

指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者証を申請し、従事者証の交付を受ける。捕獲作業中は 交付された従事者証を必ず携帯する。捕獲期間終了後は、速やかに設置した看板を全て撤 去する。

わなの設置に当たっては、事前調査を踏まえ、大子町や関係者と調整を図った上で、土 地所有者若しくは土地管理者の承諾を得て設置する。

また、設置場所周辺に農作物が作付けされている場合は、餌を用いてわなに誘引することで農作物被害を誘発することも想定されるため、大子町職員や農業関係者等へ相談するなど慎重に検討する。

わな本体には、標識を設置するとともに、わな及び標識の設置状況を写真に記録する。 わな本体に設置する標識は金属製又はプラスチック製とし、一字の大きさが縦1cm以上、 横1cm以上の文字で次の事項を記載する。

- ・捕獲従事者の住所、氏名又は名称、電話番号
- ・従事者証の交付を受けた茨城県知事名(茨城県知事 大井川 和彦)
- ・委託した機関の名称 (茨城県)

- ・指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間
- ・捕獲しようとする鳥獣の種類 (ニホンジカ)
- ·捕獲目的(指定管理鳥獣捕獲等事業)

わなの設置が完了次第、甲へメール又は FAX のいずれかにより報告するとともに、捕獲期間終了後速やかに設置したわなを全て撤去し、その旨も甲へ報告するものとする。

(8) わなの見回り・誘引

わなを設置している期間は、1日1回以上、複数人で見回り又は同等の捕獲確認措置を行う。わなの状態、痕跡、周囲の状況確認を行い、「わな記録票(様式第1号)」を作成し、甲に提出する。ただし、何らかの理由で見回り等ができない時は、わなの仕掛けを解除し「わな記録票(様式第1号)」に「中断」を記録する。なお、捕獲実績が低い場合は、甲と協議の上わなを移設するなど、効率的な捕獲に努め、計画等の変更を地元に周知する。くくりわなについては、必要に応じて誘引を行うものとする。

(9) 捕獲個体の止めさし

捕獲された個体は、関係法令を遵守し、原則として複数人で止めさしを行う。銃器を使用する場合は、第一種銃猟免許を所持している者であって、従事者証の交付を受けている者が実施する。

※特定猟具使用禁止区域(銃)内では、止めさしの場合においても銃器の使用を原則として 認めない。同区域内で捕獲した場合、状況に応じて安全かつ適切な止めさし方法を選択 する。

(10) 錯誤捕獲への対応

ニホンジカ以外の動物(イノシシ、アライグマ及びキョンを除く)が捕獲された場合、速やかに放獣するか、状況に応じて傷病鳥獣として保護する等して適切に対応する。アライグマについては、(14)捕獲個体の処分手順に準ずるものとする。また、イノシシ及びキョンについては、止めさし後、捕獲個体の処分を行う前に速やかに甲へ連絡し、甲の指示に従うこと。

くくりわなによるツキノワグマの錯誤捕獲については、原則として放獣すること。ただ し、作業者の安全を考慮して対応を甲と協議の上、決定する。

また、「わな記録票(様式第1号)」に、錯誤捕獲個体の種類、捕獲年月日、捕獲位置、錯誤捕獲対応に関する情報を記録すること。

(11) CSF 等防疫措置

「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」(環境省・農林水産省)に準じて防疫措置を行うこと。

(12) 銃猟の実施

「銃猟記録票(様式第2号)」に、出猟に関する情報を記録すること。

指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者証を申請し、従事者証の交付を受ける。捕獲作業中は 交付された従事者証を必ず携帯する。

銃器の取扱いに当たっては、銃砲刀剣類所持取締法(昭和 33 年法律第 6 号)及び火薬 類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)等の関係法令を遵守しなければならない。

(13) 捕獲個体の記録

捕獲個体ごとに、「ニホンジカ捕獲個体個票(わな猟)(様式第3-1号)」及び「ニホンジカ捕獲個体票(様式第3-2号)」を作成し、以下により捕獲証拠物を甲へ提出すること。

①捕獲証拠物

- 捕獲個体の写真
- ②捕獲証拠物の記録方法
 - ・次の手順で捕獲個体ごとに写真に記録すること。(別添「捕獲個体の写真撮影方法」を 参照) なお、使用するカメラはできる限り GPS 機能付きカメラ (スマートフォン可) を用いること。
 - ア 捕獲個体の右半身に油性のスプレー(白色)で捕獲個体番号を記載する。
 - イ 黒板等に捕獲日、捕獲者氏名、捕獲個体番号を書く。

黒板等への記載例

捕獲日	令和8年1月1日
捕獲者氏名	茨城 太郎
捕獲個体番号	1/1-1

- ※捕獲個体番号は、日付に連番を付け、「1/1-1、1/1-2、・・・」とする。 捕獲従事者本人と捕獲個体が写り、日付を印字できるカメラを使用する場合は、 黒板等を省略できる。
- ウ 黒板等又は捕獲従事者本人が捕獲個体と写るよう写真を撮る。
 - ※捕獲個体の向きは、右半身に記載された捕獲個体番号が写るようにすること。
- エ 油性のスプレー(白色)で捕獲個体番号を見え消しし、尾にマーキングをする。
- オ 黒板等又は捕獲従事者本人が捕獲個体と写るよう写真を撮る。
 - ※捕獲個体の向きは、見え消しされた捕獲個体番号とマーキングされた尾が写るようにすること。

(14) 捕獲個体の処分

原則として持ち帰り、焼却処分する。持ち帰りが困難な場合は、生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設処分する。埋設する必要がある場合は、事前に、想定される埋設場所の土地所有者若しくは土地管理者に承諾を得る。

なお、家畜保健衛生所等から検査への協力について要請を受けた場合は、可能な限り協力すること。

(15) わなの撤去

捕獲作業が終了次第、設置したわなを全て撤去する。

(16) 捕獲従事者証等の携帯

捕獲作業時は捕獲従事者証を携帯する。また、銃猟及び止めさしによる銃器を使用する 場合は、併せて銃砲所持許可証を携帯する。

(17) 捕獲個体のモニタリング調査

捕獲個体ごとに、ニホンジカ捕獲個体個票(わな猟)(様式第3-1号)及びニホンジカ捕獲個体票(銃猟)(様式第3-2号)を作成する。

(18) 実包の管理及び無許可譲受

受託者は、捕獲従事者に対し、適切な実包管理について指導を徹底するとともに、次のとおり実包の管理を行うこと。

- ・捕獲従事者の実包管理の状況について、都道府県公安委員会が発行する譲受許可証又は 猟友会が発行する無許可譲受票の記載内容と実際の実包を確認するなど、常に捕獲従事 者ごとに数量等を把握すること。
- ・捕獲従事者ごとの実包の譲受予定数量について、鉛製銃弾・非鉛製銃弾別に、実包購入 計画一覧表(様式第4号)に記載すること。
- ・捕獲従事者ごとの実包の使用状況等(譲受数量、使用実績数量、残数量、残弾の取扱い (狩猟又は許可捕獲業務に転用、廃棄など))について、鉛製銃弾・非鉛製銃弾別に、実 包管理一覧表(様式第5号)に記載すること。
- ・捕獲従事者が指定管理鳥獣捕獲等事業に使用するため無許可譲受により譲り受けた実包 を転用する場合は、あらかじめ甲の確認を受けること。
- ・捕獲に関する業務が完了又は契約が終了した場合には、速やかに無許可譲受票を返納すること。

(19)業務打ち合わせ

業務の実施にあたって、1ヶ月に1回程度、県環境政策課と打合せを行う。

(20) 経費の負担区分

業務遂行上必要な経費は、原則として乙が負担する。

(21)委託業務完了時の提出書類

- 委託業務完了報告書
- ・わな記録票(様式第1号)
- 銃猟記録票(様式第2号)
- ・ニホンジカ捕獲個体個票(わな猟)(様式第3-1号)
- ・ニホンジカ捕獲個体個票(銃猟)(様式第3-2号)
- ・捕獲個体の写真(印刷したもの及びデータ(DVD-R等))
- ・実包購入計画一覧表(様式第4号)
- · 実包管理一覧表(様式第5号)

(22) その他

本業務の実施に当たって、仕様書に定めのない事項のある場合又は疑義が生じた場合については、甲と協議の上定めるものとする。

本業務の実施に当たり、知り得た情報の取り扱いには十分に注意し、情報の漏洩等がないよう留意すること。

事業実施にあたり甲と十分協議し、事故防止に努めること。

本業務中に生じた乙の責めに帰する諸事故に対して責任を負い、損害賠償の請求があった場合には、乙が一切を処理するものとする。

捕獲個体の写真撮影方法

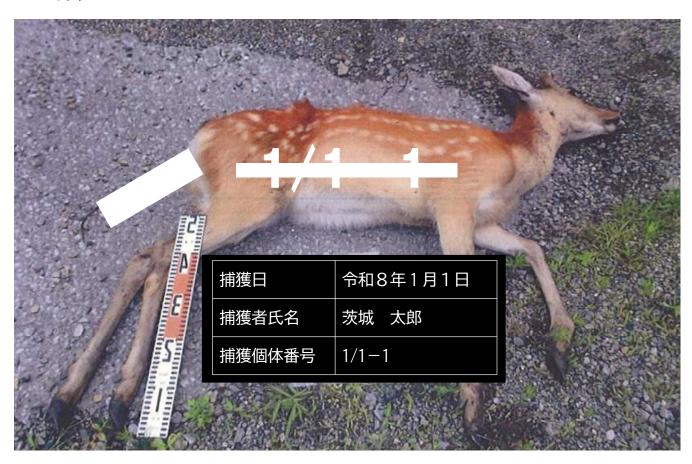
※<u>1頭につき写真2枚</u>(捕獲日を記載したもの、見え消しにしたもの) **を提出**

■写真1



- ①捕獲個体の右半身に油性のスプレー(白色)で捕獲個体番号を記載する。
- ②黒板等に捕獲日、捕獲者氏名、捕獲個体番号を書く。
 - ※捕獲個体番号は、日付に連番を付け、「1/1-1、1/1-2、・・・」とする。 捕獲従事者本人と捕獲個体が写り、日付を印字できるカメラを使用する場合は、 黒板等を省略できる。
- ③黒板等又は捕獲従事者本人が捕獲個体と写るよう写真を撮る。
 - ※捕獲個体の向きは、右半身に記載された捕獲個体番号が写るようにすること。

■写真 2



- ④捕獲個体番号に油性のスプレー(白色)で見え消しする。
- **⑤尾も油性のスプレー(白色)で着色**する。
- ⑥②の黒板等又は捕獲従事者本人が捕獲個体と写るよう写真を撮る。

様式第1号

わな記録票

記入者氏名:

わな番	备号		わな	設置期間	開始					終了	
↓_ / \=0.55	地区名							わな説	设置数	1基	
わな設置場所		メッシュ番号						わなの	D種類	くくりわ	な
毎日、設置	したわな	について記録するこ	と。移設しカ	と場合は、	「撤去	:J [:2] [して新しい	・用紙に記え	入し直すこ	٤.	
年月日	時間	作業区分	わな稼働数	給	珥	足跡	痕跡	空はじき		捕獲	特記事項
		口設置 口見回り		□した		口濃い	□糞	□した		トンジカ)→捕獲個体記録票	
		口中断 口再開		()	口中	□異□□食痕	(基)		獲→種類・対応を右に記入	
		口撤去		口しない	1	□薄い	口及瓜	口しない	口しない		
		□設置 □見回り		ロした	1	口濃い	口糞	ロした		トンジカ)→捕獲個体記録票	
		□中断 □再開 □撤去		ししない	,	□中 □薄い	□食痕	(基) □しない	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	獲→種類・対応を右に記入	
		□設置 □見回り		ロした		口濃い	_ ,,,,	口した		トンジカ)→捕獲個体記録票	
		□中断□再開		()	口中	口糞	(基)		僕→種類・対応を右に記入	
		□撤去		□しない	,	□薄い	□食痕	ロしない	口しない		
		□設置 □見回り		□した		口濃い	□糞	□した		トンジカ)→捕獲個体記録票	
		口中断 口再開		_ ()	口中	□異□□食痕	(基)		獲→種類・対応を右に記入	
		口撤去		口しない	1	□薄い	口及成	口しない	口しない		
		口設置 口見回り		ロした	`	口濃い	□糞	ロした		トンジカ)→捕獲個体記録票	
		□中断 □再開		(t>1.)	口中	□食痕	(基)		獲→種類・対応を右に記入	
		□撤去 □設置 □見回り		□しない	<u>.</u>	□薄い □濃い		□しない □した	口しない	 トンジカ)→捕獲個体記録票	
		口殻塩 口見固り 口中断 口再開)	口中	□糞	(基)		┣→種類・対応を右に記入	
				ロしない	,	□薄い	□食痕	ししない	口しない	文 主及 万心を石に配入	
		□設置 □見回り		ロした		口濃い		ロした		レンジカ)→捕獲個体記録票	
		□中断 □再開		()	口中	口糞	(基)		獲→種類・対応を右に記入	
		□撤去		口しない	1	口薄い	□食痕	□しない	□しない		
		□設置 □見回り		□した		□濃い	□糞	□した		レンジカ)→捕獲個体記録票	
		口中断 口再開		()	口虫.	□食痕	(基)		獲→種類・対応を右に記入	
		口撤去		口しない	1	口薄い	- 及及	口しない	口しない		
		口設置 口見回り		ロした	`	口濃い	口糞	ロした。		トンジカ)→捕獲個体記録票	
		□中断 □再開 □撤去		ししない	,	□中 □薄い	□食痕	(基)	口錯誤拥犯	僕→種類・対応を右に記入	
		□版云 □設置 □見回り		口した	•	□濃い		□しない □した		 トンジカ)→捕獲個体記録票	
		□ 改造 □ 兄追り □ 中断 □ 再開		()	□□中	□糞	(基)		M)が一冊後個体記録宗 僕→種類・対応を右に記入	
		□ 中間		ロしない	,	□薄い	□食痕	ししない	口しない	文 注次 万心でもに他人	
<u> </u>				1 0 0.0				1 — 0 5 7	1 — 0 0:4		

様式第1号

わな記録票

記入者氏名:茨城 太郎

わな番	号	1	わフ	な設置期間 開始	R	7. 12. 15		終了	R	8. 2. 15	
ねれ乳里	: +B =C	地区名		大子町×>	<	わな設	置数	1 基			
わな設置場所		メッシュ番	号	54XX-XX-XX)種類		くくりわな		
毎日、設置	したわな	よについて記録	すること。移設	した場合は、「	撤去」に☑して新	fしい用紙に	記入し直っ	重すこと。			
年月日	時間	作業区分	わな稼働数	給餌 給餌	足跡 痕跡	空はじき		捕獲		特記事項	
R8. 1. 15	9:30	☑設置 □見[□中断 □再 □撤去	期 1	☑した (^イキューブ)	☑濃い □中 □薄い □食痕		□錯誤捕? ☑しない		†応を右に記入	よく使われる通り道 と思われる。	
R8. 1. 15	9:00	□設置 ☑見[□中断 □再 □撤去	期 1	□した (^イキューブ)	☑濃い □中 □薄い □食痕	□した (基) ☑しない	□錯誤捕? ☑しない		†応を右に記入	大物の足跡あり。	
R8. 1. 15	10:00	□設置 □見[☑中断 □再 □撤去	期 1	□した (^イキューブ)	☑濃い □中 □薄い ☑食痕	□した (基) ☑しない	□錯誤捕? □しない		†応を右に記入	※捕獲個体番号 1/29-1 (スプレーで個体 に	
R8. 1. 15	9:00	□設置 □見[□中断 ☑再 □中断 ☑再		☑した (^イキューブ)	□濃い ☑中 □薄い □食痕	□した (基) ☑しない	□錯誤捕? ☑しない		†応を右に記入	付近で目撃あり。	
R8. 1. 15	8:30	□設置 ☑見[□中断 □再 □撤去	荆 1	☑した (^イキューブ)	□濃い □中 □対第い □食痕	☑した (1基) □しない	□錯誤捕? ☑しない		†応を右に記入		
R8. 1. 15	9:00	□設置 ☑見[□中断 □再 □撤去	期 1	☑した (^イキューブ)	□濃い □中 □対 □ □食痕	□した (基) ☑しない	☑錯誤捕? □しない		†応を右に記入	カモシカがかかって いたため放獣した。	
R8. 1. 15	9:00	□設置 ☑見[□中断 □再[□撤去	荆 1	☑した (^イキューブ)	□濃い □中 □対第い □食痕	□した (基) ☑しない	☑錯誤捕? □しない		†応を右に記入	イノシシがかかって いたため捕獲した。	
R8. 1. 15	15:00	□設置 □見[□中断 □再 ☑撤去	期 0	□した () ☑しない	□濃い □中 ☑薄い □食痕	☑した (1基) □しない		トンジカ)→捕獲 獲→種類・対	[個体記録票 応を右に記入	痕跡が薄れたため撤 去。	
		□設置 □見[□中断 □ I □設置 □ I □中断 □ I	わなの数を 変更した場合	りますので	みかった場所の情況で、痕跡の状況や、 で、積極的に記入	出没状况6	変化等で				
		□撤去	лі 	プ 口しない	□溥い	口しない	口しない				

記入者氏名:	
--------	--

銃猟記録票

			従事者数 (射手)						
実施日	実施区画 メッシュ番号	地区名			目 撃 数		捕犭	隻 数	特記事項
				オス	メス	不明	オス	メス	

^{※「}目撃数」には捕獲数も含む

^{※「}目撃数」は、各従事者が目撃した合計の数

整理番号	
(記入不要)	

ニホンジカ捕獲個体個票(わな猟)

捕	獲ዻ	年	月	日		令和	年	月	日		記	入	者	氏名	
捕	獲	ţ	昜	所			大	子町		地区	内				区画内位置
メソ	ッシ	ュ	番	号										→	区画を4分の1 にしたときの 位置を丸印で 記入
性				別	1.	オス	2.	メス							
オ	スロ	か:	場	合	1.	角なし	2.	. 1尖	3. :	2尖		4.	34	Ė	5. 4尖
,	スの	+ ע	坦	Þ	1.	妊娠し	ている	(胎児数	:	個体	<u>z</u>)		2.	妊娠l	していない
	^ u	, ,	一		1.	泌乳あ	IJ	2. 泌乳	なし						
齢	[<u>x</u>		分	1.	成獣	2.	幼獣							
外	部言	計	測	値		体 重(推定・	実測)		体	長	(実	測))	後足長(実測)
(推力	≧・実測	の別	別を迫	選択)				kg						cn	n cm
止	めさ	し	方	法	1.	銃器	2.	その他()
処	分	7	方	法	1.	焼却	2.	埋設	_					_	

^{※ 1}頭につき1枚ずつ作成し、写真を添付する。

整理番号	
(記入不要)	

ニホンジカ捕獲個体個票(銃猟)

捕獲年月日	令和 年 月 日 記入者氏名
銃 種 別	忍び猟・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
捕獲場所	大子町 地内 区画内位置
メッシュ 番 号	
性別	1. オス 2. メス
オスの場合	1. 角なし 2. 1尖 3. 2尖 4. 3尖 5. 4尖
メスの場合	1. 妊娠している(胎児数: 個体) 2. 妊娠していない
アス の 場 ロー	1. 泌乳あり 2. 泌乳なし
齢 区 分	1. 成獣 2. 幼獣
外部計測値	体 重(推定·実測) 体 長(実測) 後足長(実測)
(推定・実測の別を選択)	kg cm cr
止めさし方法	1. 銃器 2. その他()
処 分 方 法	1. 焼却 2. 埋設

^{※ 1}頭につき1枚ずつ作成し、写真を添付する。

実包購入計画一覧表

業	矜	i	名	令和7年度指定管理鳥獣(ニホンジカ)捕獲等業務委託
受	託 業	者	名	
捕	獲対	象鳥	獣	ニホンジカ
捕	獲目	漂 頭	数	5頭

<内訳>

公市五			i	譲受許可証	E	無	ま許可譲受:	票	※ 巫 マ 白
促争石 番 号	捕獲従事者 氏 名	銃の種類	非鉛製銃弾 譲 受 予 定	鉛製銃弾 譲受予定	譲受予定 小 計	非鉛製銃弾 譲 受 予 定	鉛製銃弾 譲受予定	譲受予定 小 計	譲受予定 銃弾数計
		ライフル銃			0			0	0
		散弾銃			0		 	0	0
		ライフル銃			0			0	0
		散弾銃			0			0	0
		ライフル銃			0			0	0
		散弾銃			0			0	0
		ライフル銃			0		! ! ! !	0	0
		散弾銃			0			0	0
		ライフル銃			0		 	0	0
		散弾銃			0			0	0
		ライフル銃			0		i 	0	0
		散弾銃			0			0	0
		ライフル銃			0		 	0	0
		散弾銃			0			0	0
		ライフル銃			0			0	0
		散弾銃			0			0	0
		ライフル銃			0		 	0	0
		散弾銃			0			0	0
		ライフル銃			0		i 	0	0
		散弾銃			0			0	0
		ライフル銃	0	0			ļ	ļ	0
	合計	散弾銃	0		0		 	 	0
		計	0	0	0	0	0	0	0

実包管理一覧表

業	蒼	务	名	令和7年度指定管理鳥獣(ニホンジカ)捕獲等業務委託
受	託業	業 者	名	
捕	獲	頭	数	5頭

<内訳>

								許可証						無許可讓受票										
番 号	话者 捐獲従事者氏名 号	許可	可 許 3 番	可	銃 の 種 類	非鉛製銃弾				<u>í</u>	残数 合計	建端の処分方針	交付(発行)取 年 月 日番	扱金	銃の種類	非	非鉛製銃弾			鉛製銃弾			残弾の処分方針	
Д ,		年 月 日	番	号		譲受	使用	残	譲受	使用	残	合計	/文字♥/ 2 277 77 単	年 月 日番	号	号凱の程為	譲受	使用	残	譲受	使用	残	残数 合計 ^{残弾の約}	7久7年 07 20 71 71 並
					ライフル銃		<u> </u>	0			0	0				ライフル銃			0			0	0	
					散弾銃			0			0	0				散弾銃			0			0	0	
					ライフル銃	.======		0			0	0				ライフル銃			0			0	0	
					散弾銃			0			0	0				散弾銃			0			0	0	
					ライフル銃		<u> </u>	0	L		0	0				ライフル銃			0		<u> </u>	0	0	
					散弾銃			0			0	0				散弾銃			0			0	0	
					ライフル銃			0			0	0				ライフル銃			0			0	0	
					散弾銃			0			0	0				散弾銃			0			0	0	
					ライフル銃			0			0	0				ライフル銃			0			0	0	
					散弾銃			0			0	0				散弾銃			0			0	0	
					ライフル銃			0			0	0				ライフル銃			0			0	0	
					散弾銃			0			0	0				散弾銃			0			0	0	
					ライフル銃			0			0	0				ライフル銃			0			0	0	
					散弾銃			0			0	0				散弾銃			0			0	0	
					ライフル銃			0			0	0				ライフル銃			0			0	0	
				I	散弾銃			0			0	O	<u> </u>			散弾銃			0			0	0	
					ライフル銃			0			0	0				ライフル銃			0			0	0	
				I	散弾銃			0			0	O	<u> </u>			散弾銃			0			0	0	
					ライフル銃			0			0	0				ライフル銃			0			0	0	
				ı	散弾銃			0			0	0	İ	1		散弾銃			0			0	0	
計			ライフル針			0	0	0	0	0	0	0				ライフル銃	0	0	0	0	0	0	0	
			Ī	散弾銃	0	0 0 0 0 0 0				[合計		散弾銃	0	0	0	0	0	0	0				
					合計	0	0	0	0	0	0	0				合計	0	0	0	0	0	0	0	

注1 表中の実包の内訳が確認できる書類(譲受許可証、無許可譲受票の写しなど)を添付すること。